


陳 述 書

令和5年 9月15日

名古屋地方裁判所民事第8部合議B6係 御中

住 所： 愛知県春日井市
高森台6丁目13番地14

氏 名： 奥村 昇次 

1 経歴

- (1) 私は、平成31年4月に行われた春日井市議会議員選挙に初めて立候補し、当選しました。また、令和5年4月に行われた春日井市議会議員選挙では、2回目の当選を果たすことができました。得票数も2294票で、前回の1332票を大きく上回りました。
- (2) 初めての当選を果たした後、私は、自由クラブという会派に所属しましたが、長男が逮捕されたことをきっかけに、令和2年4月に一度自由クラブを退団しています。長男が逮捕された旨の新聞記事が掲載された日、私は当時の林克巳団長の自宅を訪れて事情を説明し謝罪したところ、林団長からは「成人した子供で、議員本人ではないので問題はない。」と言われ、また鬼頭宏明総務会長からも「直ぐに団長に報告したし、本人の話ではないから問題はない。」と言

われたのですが、林団長が、当時は顧問・相談役であった友松孝雄議員にこの件を報告したところ、鶴の一声で私を退団させる方針が決まってしまったのです。

私は納得がいかなかったのですが、1年後に復帰することを条件に、友松議員の意向を汲んでやむを得ず退団に応じることしました。そして、1年後の再入団の際には、同期の議員仲間が尽力してくれたこともあり、令和3年4月に全員会の承諾を得て自由クラブに復帰しました。

2 「高蔵寺駅北口駅前広場再整備方針（中間案）」について

- (1) 春日井市では、かねてから高蔵寺駅北口駅前広場を再整備する計画が進められていました。令和4年2月22日の第2回春日井市議会定例会においては、この再整備方針を盛り込んだ一般会計予算が審議されましたが、私は、老朽化が進む高蔵寺駅が再整備され一新されるという方針自体には賛成でしたので、一般会計予算に対しても賛成の意思を表明しました（乙14）。
- (2) その後、春日井市の当局からは、「高蔵寺駅北口駅前広場再整備方針（中間案）」（乙11）が示されました。私は、令和4年度は建設委員会の副委員長を務めていましたが、令和4年6月3日に開催された建設委員会においてこの中間案が審議されました。私は、確かに高蔵寺駅北口の暗くて古いイメージが一新されて明るくなること自体は喜ばしいことではありましたが、高蔵寺駅北口駅前広場を再整備するという方針自体に反対するわけではなかったのですが、中間案の具体的な内容をみると、現状よりもバス停から駅改札口が遠くなる、送迎車のルートが長くなる、送迎車の渋滞が予想される、などの課題が目につきました。そこで、賑わいを優先するあまり交通に不便が生じるのは本末転倒であると考え、これらの私自身の問題意識を踏まえて、市当局の担当者に対し、中間案の内容について、バス停から駅改札口までの距離や所要時間、送迎車の経路の距離や所要時間、送迎車の渋滞の可能性などについて具体的に質

問し説明を求めました（甲4参照）。そのうえで、市当局に対し中間案の一部修正を検討するよう要請ないし提案したのです。

なお、この日の建設委員会には、自由クラブから議長として林克巳議員、委員として熊野義樹議員が出席していましたが、私が委員会内で行った質問や発言について問題であると指摘されたことは全くありませんでした。

(3) 令和4年6月17日に開催された第4回春日井市議会本議会においては、私が建設委員会で行った質疑の具体的な内容について、建設委員長より報告がなされました（甲5・4枚目）。この本議会には、当然友松議員も参加しています。

(4) 友松議員はこの訴訟の中で、自由クラブとしてはこの中間案を支持する立場を表明していたと主張していますが、そのようなことを自由クラブ全体の方針として確認したことはなく、私自身にもその認識はありませんでした。もちろん私自身もこの中間案を全面的に支持する立場を表明していたということもありません。

3 本件中間案に対するパブリックコメントの実施と再整備方針の見直し

(1) 令和4年6月3日の建設委員会を経て、7月1日から8月1日を募集期間と定めて中間案に対する市民意見公募が実施されました。意見提出者数は171名、意見数は642件もありましたが、市民からの回答が僅か数件であることが通常ですので、これは驚異的な件数です。春日井市民の関心の高さがうかがわれます。

主な反対意見や改善を求める意見の中には、「バス停が改札口から遠くなる」、「送迎車の渋滞が予想される」、「送迎車のルートが長くなる」など、私が建設委員会や配布したチラシ（乙8）の中で指摘した点も反映されています。

(2) 市当局は、市民意見公募で改善を求める意見が多数提出されたことを受けて

改めて9月にアンケート調査を実施し、その結果を受けて、中間案の見直しを図ることを令和5年の年頭記者会見で発表しました（甲7）。

4 チラシ配布について

- (1) 私は、令和4年6月3日の建設委員会における質疑応答を通じて、中間案の3つの課題として、現状よりも①バス停から駅改札口が遠くなる、②送迎車のルートが長くなる、③送迎車の渋滞が予想される、という点を指摘していますが、市当局が示した中間案（乙11）は、従来のイメージの一新という側面のみが強調され、私が指摘するような課題については全く市民に知らされていませんでした。そこで私は、7月1日からのパブリックコメントの実施に合わせて、年1回定期的に発行していた議員活動報告チラシで中間案を取り上げ、その課題を指摘するとともに市民に積極的な意見を呼びかけることにしました（乙8）。

市民向けの議員活動報告チラシは、ほとんどの議員は自己の責任において内容を編集したうえで発行していますので、私自身も一般的にはチラシを配布すること自体に市当局の了解を得る必要がないことは百も承知していました。ただ今回のチラシは、中間案の課題を踏まえてこれを市民に知らしめたうえで広く意見を求めることを目的としていましたので、その前提として中間案の課題についての情報は正確でなければならず万が一にも内容に誤りがあってはならないと思い、慎重を期してチラシに記載する内容の正確性を担保すべく念のため市当局に確認したうえで、そのような内容のチラシの配布を予定していることを事前に知らせておきました。

そのチラシ配布の効果もあつてか、市民からは積極的に意見が提出され、それを受けて改めてアンケート調査を実施した結果、中間案の見直しが図られることになったことは、前述のとおりです。

- (2) 中間案は、文字どおり「中間案」に過ぎないのであって「最終案」ではありません

ませんので、建設委員会や本議会における討議や市民を対象としたパブリックコメントという民主的過程を経て一部修正がなされうる可能性を当初から想定しています。建設委員会での質疑応答やチラシ配布など私の一連の行動は、まさにそのような可能性を想定しての行動に過ぎないのであって、何ら非難を受けるいわれはありません。

これに対し、友松議員はこの訴訟の中で、中間案について自由クラブとしては会派として支持・賛成の立場を明確にしていたと主張していますが、自由クラブ全体の方針として明確に確認したことはありません。したがって、私の一連の行動が自由クラブの方針に反するということもあり得ないことです。

また、友松議員は、私が配布したチラシを中間案に対して反対意見を表明したものと捉え、予算案に賛成したことと全く矛盾する行動であるばかりでなく重大かつ著しい裏切り行為であるなどと批判しています。しかし、再整備方針の予算を含む一般会計予算に賛成することと中間案の具体的な内容に賛成することとは次元の異なる問題ですので、市民の利便性を第一に考えて中間案の課題を踏まえ一部修正を検討するよう促すこと自体は、必ずしも予算に賛成したことと矛盾するわけではありません。

さらに友松議員は、私が配布したチラシの記載が私自身が中間案に反対すると共に市民の反対行動を煽る内容である、などと指摘しています。しかし、私は、中間案の課題を踏まえてこれを市民に知らせたうえで広く意見を求め、再整備方針に市民の声を反映させようと考えたものであり、まさに民主的行政を体現しようとしたに過ぎません。市民の反対行動を煽るなどと悪意に捉えられるいわれはありません。

加えて、友松議員は、私がチラシを配布したことについては総務会長及び政務調査会長から注意をしたと述べています。確かに自由クラブに隣接する一室に呼ばれ、「市当局から少し苦情があった。市当局に対してもう少し対応をソフトにするように。今度何か問題を起こしたらイエローカードではなくレッドカ

一ドだ。」という趣旨の発言はありました。しかし、話が抽象的で、私が「具体的には何のことでしょうか？」と尋ねても説明がなかったため、何のことを指摘されているのか分からず、ましてチラシを配布した行為のことを問われているとの認識も全くありませんでした。

5 議会での一般質問と議会報原稿について

- (1) 私は、令和4年12月12日の本議会において「自転車安全通行に関する啓発」をテーマに一般質問を行いました。甲第3号証は一般質問に先立って私が事前に準備した原稿ですが、実際に私は市当局の担当者との間でこの原稿のとおり質疑応答を行いました。

この原稿には私が予定していた質問事項に対する回答があらかじめ記載されていますが、それは、質問事項を事前に市当局の担当部署に説明して、事前に質問事項と回答内容を担当部署と擦り合わせて決定するからです。本議会当日は、事前に担当部署と調整された内容どおりの質問、答弁が行われるのが慣例となっています。

私は、事前に質問事項を市当局の担当部署に開示した際に、自転車が通行可能な歩道が一目でわかる市内全体のマップを作成することについての質問を予定していることを伝えたところ、質問の形式ではなく意見ないし要望として言及してほしいと言われたため、議会当日は市当局の意に沿うように発言しました。

- (2) 春日井市議会においては、本議会が開催されるたびに議会報委員会において議会報が作成されています。私は本議会で一般質問を行い議会報原稿の作成担当者になっていましたので、原稿の提出締切日となっていた令和4年12月13日に原稿を議会報委員会に提出しました。

12月15日に開催された議会報委員会において、私の原稿の一部を修正してはどうかとの提案（具体的には、原稿の締めは「～してほしい」ではなく

「～を問う」の方が一般的なので変更したらどうかという内容) がなされたため、私はその提案に従って原稿を修正したうえ、議会事務局に提出しました。提出した原稿の内容について、議会事務局から最終的に担当部署に伝達された際、担当部署から、「この内容で基本的に問題ないが、自転車通行可歩道のマップ作りについて、本議会で意見は確かに出されたが、その部分が質問形式でなかったため、『～を問う』という最後の締めは少し違和感があった。但し、大きな問題ではないので、そのままでよい。」とコメントされたことを議会事務局から聞かされたため、個人的な意見として「『～して欲しい』に戻しても、マップ作成部分を削除することを含め『～を問う』に変更してもよい、議会報委員会に任せる。」と議会事務局に話しました。

ところが、議会事務局の担当者が多忙であったため議会報委員長に相談したのが年末の差し迫った12月27日となってしまったようで、相談を受けた議会報委員長は、本来であれば原稿を作成した私から事情を聞けばすむところ、12月28日に、自由クラブ控室にたまたま私が不在にしていたため、自由クラブの政務調査会長の加納議員に相談を持ちかけ、加納議員は自由クラブの団長である友松議員にこのことを報告しました。こうして、私が担当していた議会報原稿が年末の差し迫った12月28日になっても未だにその内容が確定していなかったことが、友松議員の知るところとなったのです。

- (3) 友松議員は、令和4年12月28日、自由クラブ控室において、私の議会報原稿の内容が未確定であることについて、議会報委員長、議会事務局等の関係者らに迷惑をかけていると繰り返し非難を浴びせてきたため、私は不本意ながらやむを得ず謝罪したのですが、友松議員がなおも「お前の息子があなだった(逮捕)のは、お前のそういう性格が影響したんだ。」などと人の心の一番触れてもらいたくない弱みに付け込んで、私の人格や過去の家族の過ちなどについてさらに非難してきたため、私が「わかりました。」と強く返事をしたところ、私の態度が気に入らなかつたようで、これに激昂した友

松議員は、執拗に謝罪を要求してきました。それでも友松議員は怒りが治まらない様子で、私に対し、「7期議員を務めた会社で言うと社長の自分に対し、ヒラの1年生議員が刃向かうとはなんだ、退会しろ！」と怒鳴りつけてきました。

これに対し私は、自由クラブから退会させるのであれば、全員会に諮ってほしいと要望したのですが、友松議員は、「三役のみで1月4日に決定する、その後全員会で報告するが、意見を聴く場ではない。」と言い放ちました。これら一連のやり取りについては、その場に同席していた自由クラブの梶田正直議員が一部始終を目撃していました。

その後、友松議員から連絡を受けた林克巳議員が慌てた様子で梶田正直議員と私に「友松団長が、奥村が自分に暴言を吐いたので退団させると言っている。何があったのか？」と尋ねてきたため、梶田議員が「議会報の原稿の話で、大した問題ではないです。」と答えたところ、林克巳議員は「1年生議員7人で何とか助けてあげられないか。」と仰ってくれました。

- (4) この訴訟の中で友松議員は、かすがい市議会だより（乙9・2枚目）に記載されている内容が実際に私が質問した事柄であると主張し、私が現実には質問していない事柄までも質問したかのごとくに装って原稿を作成し、それを議会報に掲載させようとしていることで委員長などに迷惑をかけているなどと主張しています。

私は、1期目の4年間の在職期間のうち2年間議会報委員を務めてきましたので、議会報の作成プロセスにはある程度精通していますが、基本的には質問者本人が作成した原稿内容がそのまま掲載されるのが慣例となっています。過去のかすがい市議会だよりを見ても、一般質問の内容が意見ないし要望として記載されている例は散見されます（甲8・3枚目、甲9・2枚目、甲9・3枚目参照）。

私が本議会の一般質問で全く言及していない事柄を議会報原稿にして掲載さ

せようとしたのであればともかく、実際には、本議会での一般質問における市当局の担当者との質疑応答の際に、市内の自転車通行可能な歩道の周知のためのマップの作成について意見ないし要望という形で言及しており（甲3参照）、そのことを当初の議会報原稿に盛り込んで提出したに過ぎません。質問者本人が作成した原稿内容がそのまま掲載されるという過去の慣例や、意見ないし要望として記載されている過去の掲載事例に照らしても、私は何ら咎められるようなことはしていません。

また、私は、自身が作成した当初の議会報原稿の内容で掲載するように殊更に要求したわけではなく、意見を求めながら調整を図ったに過ぎず、現にその調整の結果、かすがい市議会だよりの掲載が乙第9号証のとおりとなったのです。

6 名刺交換会とその後の除名処分について

- (1) 年が明けて、令和5年1月4日は午前10時から春日井市民会館で名刺交換会が開催されました。すでにこの頃には、春日井市議会議員や春日井市長を含む春日井市職員幹部のほぼ全員が、私が自由クラブを退会させられることを知っている様子でした。おそらくは、友松議員を含む自由クラブの三役が、私の退会を既成事実化するために事前に根回ししていたのだと思われます。

名刺交換会の会場では、私は伊藤前市長から声をかけられ、「駅問題のチラシはいかんぞ、もう少し勉強した方がいい。」と言われました。私は「そのチラシを見られたのですか？」と問い返したところ、前市長は「見てないけど…。」と言われたので、私は「一度見られた方がいいですよ。」と言いました。この時の前市長は、特に私を叱責するなどというような様子ではありませんでした。

私は、前市長が帰り際に友松議員が座っている方向に向かって「これでいいか？」と言ったことをはっきり覚えています。この発言から察するに、友松議

員が前市長に、私がチラシを配布した行為について注意してくれるよう頼んだのだと思われます。そのように考えれば、前市長の「見てないけど…」、「これでいいか？」などと発言したのも合点がいきます。

- (2) 1時間ほど経って名刺交換会が終わり、私は自由クラブの他のメンバーとともに、自由クラブの控室に移りました。その後しばらくして、私は隣の会議室に呼ばれましたが、そこには団長の友松議員をはじめ、総務会長の長縄議員、政務調査会長の加納議員の3人がいました。政務調査会長が私に対し、議会報原稿のことが問題となっておりこのまま私を自由クラブの一員としておいておくことはできないと言いました。また、私がチラシを配布したことに触れ、今度自由クラブに迷惑をかけたなら自由クラブにはいられないと言ってあったはずだと言いました。私自身はチラシを配布した行為が自由クラブにとって問題のある行動であったなどとは思っていませんし、議会報原稿が遅れていたことについても私に落ち度があったわけでもありませんでしたので、なぜ自分が自由クラブを辞めなければならないのかと問い質しましたが、「除名がよいか脱会がよいか2つの選択肢の中から選びなさい。」と有無を言わず選択を要求してきました。そこで私は、一縷の望みをかけて全員会に諮ってほしいと申し入れたのですが、友松議員は、「もう決定したことなので意見は言わせない。」と言いました。あまりの強引なやり方にこれ以上埒が明かないと思った私は、納得できないので訴訟を起こすと言い残してその場を退席しました。

その後友松議員ら三役は、私を除く所属議員全員を前にして、一方的に私の自由クラブからの除名処分を言い渡したようです。

7 まとめ

以上のような経緯で、私は自由クラブから除名されました。この訴訟での友松議員の主張によれば、私がチラシを配布した行為が自由クラブの方針に反し、また議会報原稿についても事実と異なる内容を掲載させようとしたことを問題視し、

三役で私を辞めさせることにしたとのことです。

しかし、中間案について自由クラブとして会派として支持・賛成の立場を明確に確認したことはありませんので、チラシの配布が自由クラブの方針に反するということもあり得ないことです。また、議会報原稿についても、事実と異なる内容を掲載させようとしたなどという事実はありません。

今回友松議員が主導した除名処分について私が納得がいかないのは、私の態度や言動に激昂し、前提となる客観的な事実と反するような事情に基づいて、有無を言わず最初から結論ありきのような対応で私を自由クラブから退会させたことにあります。チラシを配布したことや議会報原稿が遅れた経緯などについて、私の言い分にも真摯に耳を傾けていただければ、このような事態に陥ることはなかったであろうと思っています。

同僚議員から聞いていたところによれば、そもそも友松議員は今回の件の数か月以上も前から、令和5年の市議会議員選挙の前に私を自由クラブから追い出すことを複数の自由クラブ所属議員に繰り返し話していたそうです。そうすると、今回の私の除名処分は、チラシの配布や議会報原稿の件を友松議員が逆手に取って半ば意図的に私を退会に追い込もうとした可能性が高いと思っています。

8 友松議員のハラスメント行為等について

以上述べたほかにも、友松議員によるハラスメントまがいの、あるいは強権的な行為として私が実際に受けた扱いや、見聞きしたものがあります。

- (1) 新型コロナウイルスの流行が全国的に問題になり始めたころ、私は、本議会で感染予防のため、他の出席者に先駆けてマスクをしていきました。すると、友松議員から話すように言われた梶田正直議員が、「本議会ではマスクをしない方がいいですよ。」と私に忠告してきました。その後、マスクが一般的になってきた際、議長だった友松議員はマスクが嫌いで、議長席だけ衝立を立てて本議会中は一人だけマスクをしていませんでした。

令和4年11月の自由クラブの市長への要望会後の懇親会、2次会については、当時団長であった友松議員が開催することを判断しましたが、その直後、議員5、6名が新型コロナに感染しました。それにもかかわらず、同年12月の議員懇親旅行（1泊2日で夜宴会付）の幹事長役で、親しい旅行会社と打合せをしていた友松議員は、旅行を行うこと決定し、その際、自由クラブから新型コロナを心配して欠席を申し出た議員に「なぜ行かないのか。」と厳しく詰問しました。

結局、他の会派も多くの議員が不参加になり、懇親旅行会は中止になりました。

(2) 前述したように、令和4年9月頃から、友松議員が親しい議員たち（梶田正直議員含む。）に、令和5年市議会議員選挙前に奥村を追い出すことを話していたことを漏れ聞いていました。また、自由クラブで外で昼食をとる際には2グループに分かれるのですが、友松議員側に私を絶対入れると言われていたこともあり、少人数になった際には、私は一人になってしまうこともありました。日頃は平静を保っていた私も、潜在的なストレスから、夜中に夢でうなされて大声をあげ家内を驚かせることが月1、2回のペースで半年以上続きました。

(3) 前述のように、議会報原稿の問題で令和4年12月28日に友松議員からいわれのない責めを延々とまくし立てられたなか、「お前の息子があんなった（逮捕）のは、お前のそういう性格が影響したんだ。」と人の心の一番触れてもらいたくない弱みに付け込んで、自分のいうことを聞かせようとしていました。

長縄議員に対しても、「がんち野郎、だからお前はダメな人間だ。」などと人としては決して言うてはいけないことを言って、何回も土下座させたこともありました。また日頃から、長縄議員がいない時、「丹下左膳」「眼帯」などと差別用語を日常的にメンバー全員に使っていました。

他にも、他会派の長谷議員から「自由クラブは友松議員がいるから不自由ク

ラブだ。」と言われた友松議員は、「お前がそんなことを言うから、お前の子供が不自由になったのだ。」と言り返したことを、私を含めた自由クラブメンバーに勝ち誇ったように話していました。

- (4) 私の自由クラブ除名騒動があった最中の令和5年1月10日に、次期市議会議員選挙の自由民主党公認の審議が、自民春日井支部で代議士、県議、自由クラブの市議の役員が集まって行われました。その際、自由クラブの三役の加納議員から「公認申請があったのは3名です。」と説明されたところ、県議から「4名あったと聞いているが。」と尋ねられたので、加納議員は「奥村昇次議員は自由クラブを除名されたので、申請から外しています。」と説明しました。他の県議から「奥村議員は了承しているのですか、なければ訴えられますよ。」と言われ、再度審議し直すことになりました。自由クラブでなくても自民公認申請は受け付けていましたし、後述しますが、令和5年1月10日の時点では、私は未だ正式には除名されたことにはなっていませんでした（この点は議会事務局長の証言があります）。それにもかかわらず、加納議員らは（自民党支部役員ではない）友松議員の意向を受け、私の公認申請がなかったことにするという信じ難いことが行われました。

- (5) 前市長と友松議員は、同期当選の市議であり、前市長が市長選に初当選した際の友松議員を最大の功労者として以来、長年の朋友です。梶田正直議員と一緒にある県議とお話した際、「春日井市議会は、前市長と友松議員が表裏でタッグを組み、自分たちの都合の悪いことを長年潰してきた。本議会での一般質問は事前に市側から友松議員に漏れ、市側に都合の悪いものは潰すということをやってきた。春日井の市議は、“牙を抜かれたトラ”でかわいそうだ。」と言われたことが全てを物語っている気がしますが、その裏付けとなるような議会事務局の対応事例について以下に説明します。

ひとつは、毎朝夕、議長でもないのに友松議員に対してだけは、議会事務局の全員が直立して挨拶を行い、局長、課長はエレベーターまで送迎してしまし

た。そのことを私が本議会で一般質問するとしたことから、止むなく10年以上続いた慣習が今年2月に終わりました。

また、私の自由クラブからの除名処分に関し、友松議員からは、令和5年1月4日付で会派届出事項異動届が市議会議長宛てに提出され、同日付で受理されたことになっています(乙16)。しかし、議会事務局長の話では、私は1月10日時点では届出上はまだ自由クラブに籍があるとのことでした。梶田正直議員の話によれば、友松議員ら自由クラブ三役が1月13日に自由クラブを一旦解散し、私を除いて再度結成しようとしてみたようですが、6名の議員がその場で退会を申し出るという想定外の事態が生じました。友松議員はこの事態を受けて急遽1月4日付の会派届出事項異動届を提出しました。他方、1月4日の除名処分を容認していなかった私は、1月16日付で市議会議長宛てに会派所属届(乙18)を提出したのですが、議会事務局から異動年月日を令和5年1月16日から1月4日に訂正するように言われました。この一連の過程から推測するに、友松議員は除名処分によらずに私を自由クラブから排除するという1月13日の目論見が6名の退会という想定外の事態により奏功しなかったため、私を除名することにせざるを得なくなり、急遽1月4日付の会派届出事項異動届を提出し、辻褄を合わせるために議会事務局に同日付の受理印を押印させたようです(乙16参照)。そして、そのような対応を強いられた議会事務局は、やはり辻褄を合わせるために私が提出した会派所属届(乙18)の異動年月日の訂正を私に依頼せざるを得なかったものと思われまふ。このように、市議会の公式決裁書類の受理印について恣意的に日にちを改ざんされたことは、友松議員の計り知れない市議会への影響力が存在していることを物語っていると思ひます。

以上